

Q5 裁判手続の経過や結果を記載した「調書」を作成することができるのは、次のうち誰？

A 裁判官 B 裁判所書記官 C 裁判所事務官

正解

B



ちょうしょ さいばんしょしょきかん さくせい さいばんしょしょきかん た
調書は、裁判所書記官だけが作成することができるよ。また、裁判所書記官の立
あ みんじさいばん けいじさいばん ほうてい ひら
ち会いがないと民事裁判や刑事裁判の法廷を開くことができないよ。